

上信越高原国立公園

(須坂・高山地域)

公園計画書

(公園計画の変更)

目 次

1 基本方針	39
2 規制計画	
(1) 保護規制計画	40
ア 特別地域	40
(ア) 第1種特別地域	41
(イ) 第2種特別地域	45
(ウ) 第3種特別地域	55
イ 普通地域	59
ウ 面積内訳	60
(ア) 地域地区別土地所有別面積	60
(イ) 地域地区別市町村別面積	62
3 施設計画	
(1) 利用施設計画	64
ア 単独施設	64
イ 道路	68
(ア) 車道	68
(イ) 歩道	70
4 参考事項	
(1) 指定動植物	72
(2) 過去の経緯	78
(3) 公園計画の変更	80
ア 保護規制計画	80
イ 利用施設計画	108
(ア) 単独施設	108
(イ) 道路(車道)	110
(ウ) 道路(歩道)	112

1 基本方針

上信越高原国立公園は、群馬県、長野県及び新潟県の三県の県境にそびえる2,000m級の山々を中心とした公園である。

須坂・高山地域では、昭和27年10月9日に施設計画が決定され、同年10月28日に特別地域が指定された。その後、利用施設の追加・変更が行われているものの、公園計画の全般的な見直しは行われずに現在に至っている。

この間の硫黄鉱山の閉山等による産業・土地利用形態の変化や、首都圏等からの交通網の発達により、風致景観や公園利用形態に変化が生じており、現行の公園計画には実態にそぐわない部分が見受けられる。また、高山植物や高山蝶の盗採等の新たな問題も生じている中、生物多様性の保全の観点から、自然の資質を再評価し適切な対策を講じる必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、本地域の風致景観や生物多様性を適切に保護し、それらを基礎とした公園利用を推進していくために、下記の方針により公園計画の全般的な見直し（再検討）を行うものである。

記

(1) 規制計画

- ア 本地域の景観を特徴付けるとともに野生生物の生育・生息地としても重要な火山性連峰周辺地域及びその他優れた風致を維持する必要性の高い地域を特別地域とする。
- イ 地種区分未定の特別地域について、自然の資質や利用実態に基づき、地種区分を設定する。
- ウ 特別地域全域にわたり地種区分線の明確化を図る。

(2) 施設計画

単独施設及び道路について、利用実態、整備状況・見込み及び事業執行状況を確認し、必要性、効果及び風致上の支障の有無等を勘案し、必要な計画の追加、変更又は削除を行う。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表3：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	須坂市内 国有林北信森林管理署1087林班から1089林班までの各一部	703
	須坂市 大字亀倉、大字豊丘、大字仁礼及び大字米子の各一部	
	上高井郡高山村内 国有林北信森林管理署1091林班から1096林班までの全部	2,763
上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部		
	合 計	3,466

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部	224
	合 計	224

(表 5 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
笠ヶ岳	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
破風岳・毛無山	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>笠ヶ岳は、輝石デイサイトもしくは輝石安山岩に属する粘性の大きい溶岩が固結し形成された溶岩円頂丘が特徴的であり、志賀高原集団施設地区や山田牧場等からの眺望の対象となっている。また、山頂では360度を見渡すことができ、眺望地点としても優れる。</p> <p>一帯にはコメツガ、オオシラビソ、ダケカンバが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林が分布し、山頂付近にはハイマツの小群落やコケモモ等高山植物の生育も見られる。</p> <p>以上より、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：未区分特別地域及び普通地域】</p>	30
<p>毛無峠は樋沢川の谷筋からの風が通り抜ける鞍部となっており、毛無山から破風岳北斜面にかけては、ガンコウランやコケモモ、ハイマツ、ササ等が生育する風衝地群落が分布している。</p> <p>また、毛無山南斜面では、周氷河現象の一種である構造土が観察され、いずれも小面積ではあるが、縞状の条線土や階段状の階状土が見られる。</p> <p>破風岳は、北側に東西約3kmに亘る急崖を連ね、メサと呼ばれる台地状の地形を呈し、眺望の対象となっている。山頂は白根山や御飯岳の展望に優れる。</p> <p>以上より、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：普通地域】</p>	194

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	須坂市内 国有林北信森林管理署1087林班から1089林班までの各一部	703
	須坂市 大字亀倉、大字豊丘、大字仁礼及び大字米子の各一部	
	上高井郡高山村内 国有林北信森林管理署1093林班及び1094林班の全部並びに1091林班、1092林班、1095林班及び1096林班の各一部	872
上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部		
合 計		1,575

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
五味池破風高原・ 土鍋山	長野県須坂市 大字豊丘の一部
車道仁礼菅平線沿線	長野県須坂市 大字仁礼の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>五味池破風高原は、爆裂火口跡である五味池平と、破風岳西側に広がる緩斜面の溶岩台地である破風高原の一角である。県下最大規模の100万株ものレンゲツツジ群落があり、花期を中心に多くの利用者が訪れる。五味池は5つの池の総称であり、そのうち最も面積の大きい大池は、周囲をレンゲツツジ群落やヒメノガリヤス、ウマノアシガタ、ウメバチソウ等から成る草原に囲まれ、特に優れた景観を有する。破風高原は、明治5年より放牧が行われており牧歌的情緒があり、北信五岳や北アルプスの展望に優れる。</p> <p>土鍋山にはコメツガやシラビソ、ダケカンバが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林が分布している。山頂は白根山や破風岳等の展望に優れる。</p> <p>以上より、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：普通地域】</p>	329
<p>仁礼菅平線道路は、一級河川である仙仁川に沿って走る須坂市と上田市を結ぶ幹線道路であり、峰の原地区や菅平地区への到達路として多くの利用がある。</p> <p>植生は、スギ及びカラマツ人工林、ミズナラやクリ等から成る落葉広葉樹林二次林が分布している。</p> <p>以上より、良好な風致の維持を図るとともに、快適かつ安全な利用の促進を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：未区分特別地域】</p>	96

名 称	区 域
米子大瀑布	長野県須坂市 大字亀倉及び大字米子の各一部
四阿山・根子岳	長野県須坂市内 国有林北信森林管理署 1087林班から1089林班までの各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>米子大瀑布は、四阿山や根子岳を水源とする米子川源流が、落差85mの不動滝や落差75mの権現滝となり、四阿火山の爆裂火口壁である柱状節理の断崖を流れ落ちる景勝地である。二条の滝が並ぶ様子は壮観であり、紅葉期を中心に多くの利用者が訪れる。また、不動滝は米子瀧山不動寺奥の院とともに古くから山岳修行の場になっており、夏にはみそぎを行う修験者の姿も見られる。</p> <p>周辺には、シラカバ、ダケカンバ、ミズナラ、トチノキ等から成る落葉広葉樹林二次林が分布している。江戸時代から昭和35年まで硫黄等を産出していた米子硫黄鉱山跡地には施設等は残っておらず、現在は米子大瀑布の良好な展望地となっている。</p> <p>以上より、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：普通地域】</p>	34
<p>四阿山は、浦倉山から小根子岳へと連なる成層火山である四阿火山の主峰を成す。山頂の北西面には、四阿火山を外輪山とする直径約3.5 kmのカルデラが存在する。古くから神の山として崇められており、日本百名山の一つにも数えられていることから、登山利用が多くなされている。</p> <p>根子岳は、四阿山の北西に位置する四阿火山の第二高峰である。ガンコウランやクロマメノキ、コケモモ等の高山植物の群落が分布しており、花の百名山に選定されている。</p> <p>四阿山、根子岳ともに菅平地区等からの眺望対象となるとともに、北信五岳や北アルプス等の良好な展望地点となっている。</p> <p>一帯にはシラビソ、コメツガ、ダケカンバの優占する亜高山帯針葉樹林の天然林や、ササ自然草原が分布している。</p> <p>以上より、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：未区分特別地域】</p>	244

名 称	区 域
万座山	長野県上高井郡高山村内 国有林北信森林管理署 1093林班及び1094林班の全部並びに1091林班、1092林班、1095林班 及び1096林班の各一部
車道山田七味線沿線	長野県上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部
車道高山万座線沿線	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>横手山からの県境沿いに連なる稜線に囲まれた山城であり、主要な利用動線である志賀草津線道路や視、山田峠からの眺望の対象となる。</p> <p>植生は、シラビソ、オオシラビソ、ダケカンバが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林やササ自然草原が分布している。亜高山帯針葉樹林では、日本海側に多いオオシラビソから太平洋側に多いシラビソへの優占種の移行が見られ、学術的に価値が高い。また、山田峠周辺は風衝地となっており、クロマメノキやコケモモ、ハイマツ等が生育している。</p> <p>以上より、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：未区分特別地域】</p>	633
<p>開湯200年を超え文人墨客に親しまれてきた歴史を持つ山田温泉、湯治場の趣きを残す松川溪谷温泉、天候により湯の色が5色に変化する五色温泉、7つの源泉を持つ七味温泉が松川に沿って続く、当公園を代表する温泉郷の一つである。</p> <p>松川溪谷温泉のやや下流には、松川本流が凝灰角礫岩上を轟音を響かせながら流れる落差28.5mの雷滝がある。滝の裏側はひさし状に侵食されており、通り抜けることができ、迫力ある風景を鑑賞できる。</p> <p>山田七味線道路は、温泉地区や雷滝を結ぶとともに、松川溪谷の眺望地にもなっており、紅葉期を中心として多くの利用がある。</p> <p>以上より、良好な風致の維持を図るとともに、快適かつ安全な利用の促進を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：未区分特別地域】</p>	66
<p>高山万座線道路は、高山村と孺恋村間の一般に通行が可能な唯一の連絡路であり、本公園の利用上重要な路線である。周辺の植生は、標高に伴い、カラマツ人工林、シラカバやダケカンバが優占する落葉広葉樹林二次林、コメツガやシラビソが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林、ササ自然草原と変化する。</p> <p>以上より、良好な風致の維持を図るとともに、快適かつ安全な利用の促進を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：未区分特別地域】</p>	84

名 称	区 域
御飯岳	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>御飯岳は、大平山から破風岳に連なる稜線の主峰を成す。著しく侵食されており原型は不明瞭であるが、約100万年前に活動を行っていた火山である。植生は、シラビソやコメツガが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林やササ自然草原が分布している。山頂は白根山や横手山、四阿山等の展望に優れる。</p> <p>以上より、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：普通地域】</p>	89

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	上高井郡高山村内 国有林北信森林管理署1091林班、1092林班、1095林班及 び1096林班の各一部 長野県上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部	1,667
	合 計	1,667

(表 9 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
松川溪谷・老ノ倉山	上高井郡高山村内 国有林北信森林管理署 1091林班、1092林班、1095林班及び1096林班の各一部 長野県上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>松川溪谷は、緑色凝灰岩類及び深成岩類が松川に侵食され形成された山田温泉地区より上流部のV字状溪谷である。松川溪谷沿いには、八段の滝から成る落差約180mの八滝をはじめとして、七味大滝や六坊滝等多くの滝が存在する。周辺の植生は、ブナ、ミズナラ、シラカバが優占する落葉広葉樹林二次林であり、部分的にカラマツ人工林が混ざる。多種類のカエデも生育しており、紅葉の名所となっている。</p> <p>老ノ倉山は小尖峰を成しており、わずかな登りで到達する山頂では360度の展望が得られる。</p> <p>以上より、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：未区分特別地域及び普通地域】</p>	<p>1,667</p>

イ 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりとする。

(表10：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	須坂市内 国有林北信森林管理署1081林班から1086林班まで及び 1090林班の全部並びに1087林班から1089林班までの各 一部 須坂市 大字亀倉、大字塩野、大字豊丘、大字仁礼及び大字米 子の各一部	5,424
	上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部	4,252
合 計		9,676

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積 (変更後)

(表11：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域								
		特別保護地区			第1種			第2種		
地種区分		国	公	私	国	公	私	国	公	私
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
合 計	土地所有別面積	0	0	0	0	30	194	877	53	645
	地種区分別面積 (比率)				224 (1.7)			1,575 (12.0)		
	地域地区別面積 (比率)				0					
	地域別面積 (比率)									

(単位：面積 (ha)、比率%)

第3種			普通地域 (陸 域)			合 計 (陸 域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
197	644	826	1,552	1,392	6,732	2,626	2,119	8,397
1,667 (12.7)								
3,466 (26.4)								
3,466 (26.4)			9,676 (73.6)			13,142 (100)		

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表12：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区名 市町村名		現 行						
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計		
長野県	須坂市	0	0	340	0	340	5,969	6,309
	高山村	0	0	1,359	0	1,359	5,448	6,807
合 計		0	0	1,699	0	1,699	11,417	13,116

(単位：ha)

変 更 後					増減		
特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B')	陸 域 (B) - (A)
特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計			
0	0	703	0	703	5,424	6,127	△182
0	224	872	1,667	2,763	4,252	7,015	208
0	224	△124	1,667	1,767	△1,741	26	
0	224	1,575	1,667	3,466	9,676	13,142	26

3 施設計画

(1) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表13：単独施設表)

番号	種類	位置
1	園地	長野県須坂市（五味池破風高原）
2	園地	長野県須坂市（米子大瀑布）
3	宿舎	長野県須坂市（米子大瀑布）
4	宿舎	長野県須坂市（峰の原）
5	スキー場	長野県須坂市（峰の原）
6	園地	長野県上高井郡高山村（笠ヶ岳）
7	園地	長野県上高井郡高山村（山田温泉）
8	宿舎	長野県上高井郡高山村（山田温泉）
9	案内所	長野県上高井郡高山村（山田温泉）
10	スキー場	長野県上高井郡高山村（山田温泉）
11	宿舎	長野県上高井郡高山村（山田牧場）
12	スキー場	長野県上高井郡高山村（山田牧場）

整備方針	旧計画との関係
五味池破風高原探勝のための園地として整備する。	新規
米子大瀑布探勝のための園地として整備する。	新規
米子大瀑布周辺の自然探勝、登山等の利用者のための宿泊施設として整備する。	新規
峰の原周辺の自然探勝等の利用者のための宿泊施設として整備する。	平19. 3. 30告示
峰の原地区におけるスキー場として整備する。	平19. 3. 30告示
笠ヶ岳登山のための園地として整備する。	昭27. 10. 9告示
山田温泉地区の散策のための園地として整備する。	昭27. 10. 9告示
山田温泉地区の散策等の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭35. 12. 17告示
松川溪谷周辺地域の利用案内施設として整備する。	新規
山田温泉地区におけるスキー場として整備する。	昭34. 3. 24告示
山田牧場地区の自然探勝、スキー等の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭37. 12. 25告示
山田牧場地区におけるスキー場として整備する。	昭37. 12. 25告示

番号	種類	位 置
13	園地	長野県上高井郡高山村（八滝）
14	園地	長野県上高井郡高山村（雷滝）
15	宿舎	長野県上高井郡高山村（五色温泉）
16	宿舎	長野県上高井郡高山村（七味温泉）
17	園地	長野県上高井郡高山村（毛無峠）

整備方針	旧計画との関係
八滝探勝のための園地として整備する。	新規
雷滝探勝のための園地として整備する。	新規
五色温泉地区の自然探勝等の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭44. 8. 29告示
七味温泉地区の自然探勝等の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭36. 9. 11告示
破風岳、毛無山等の登山のための園地として整備する。	新規

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表14：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	仁礼菅平線	起点－長野県須坂市（仁礼・国立公園境界） 終点－長野県須坂市（峰の原）	
2	山田七味線	起点－長野県上高井郡高山村 （高井橋・国立公園境界） 終点－長野県上高井郡高山村（七味温泉）	山田温泉、八滝、 雷滝、五色温泉
3	高山老ノ倉線	起点－長野県上高井郡高山村（牧・国立公園境界） 終点－長野県上高井郡高山村（牧・県境）	老ノ倉山

整備方針	旧計画との関係
須坂市と上田市を連絡する車道として整備する。	平19. 3. 30告示
山田温泉地区と七味温泉地区を連絡する車道として、また沿線からの景観鑑賞を目的とする車道として整備する。	平19. 3. 30告示
高山村と嬭恋村を連絡する車道として整備する。	平19. 3. 30告示

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表15：道路（歩道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	米子線	起点－長野県須坂市（米子） 終点－長野県須坂市（米子）	不動滝、権現滝
2	笠ヶ岳登山線	起点－長野県下高井郡高山村 （奥山田・町村境・歩道分岐点） 終点－長野県下高井郡高山村（笠ヶ岳山頂）	
3	五味池御飯岳線	起点－長野県須坂市（大池） 終点－長野県上高井郡高山村（御飯岳山頂）	破風岳、毛無峠、 毛無山

整備方針	旧計画との関係
米子大瀑布の探勝歩道として整備する。	新規
笠ヶ岳登山のための歩道として整備する。	昭27.10.9告示
大池から御飯岳に至る歩道として整備する。	新規

4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表16：指定植物一覧表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)、エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む。)
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、フジシダ
オンシダ	ナンタイシダ、オクヤマワラビ、ナヨシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、タチヒメワラビ、トガクシデンダ、コガネシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	アオチャセンシダ、クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)、ホンドミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ、ハルトトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	カトウハコベ、タガソデソウ、ミヤマミミナグサ、シナノナデシコ、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ (クモイナデシコを含む)、センジュガンピ、タカネツメクサ、コバノツメクサ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、エゾフスマ (シラオイハコベ)
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハコネトリカブト、レイジンソウ、オンタケブシ、イヌハコネトリカブト、アズマレイジンソウ、ホソバトリカブト、ミヨウコウトリカブト、ジョウシュウトリカブト、タカネトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミスミソウ (スハマソウ含む。)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
キンポウゲ	イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、エゾイチゲ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ (エンコウソウ含む。)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン (コシジオウレン)、シラネアオイ、アズマシロカネソウ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、イチョウバイカモ、イトキンポウゲ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク
メギ	サンカヨウ、クモイイカリソウ、トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ、トガクシショウマ (トガクシソウ)
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ	オクヤマオトギリ、コオトギリ、ニッコウオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ)、ミヤマオトギリ (シナノオトギリ)、トガクシオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、ミヤマガラシ (ヤマガラシ)、トガクシナズナ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチツパベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、コシノチャルメルソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)、ヤンチャビシヤク、シコタンソウ、ヒメクモマグサ、ダイヤモンドソウ (ウチワダイヤモンドソウを含む。)、ミヤマダイヤモンドソウ、ウラベニダイヤモンドソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、ハルユキノシタ
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、エゾノコリンゴ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、オオタカネバラ、タカネイバラ、カラフトイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、キビナワシロイチゴ、タカネトウウチソウ (ケトウウチソウを含む。)、イワシモツケ、マルバイワシモツケ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
マメ フウロソウ	ムラサキモメンヅル、イワオオギ、シャジクソウ グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む。)、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲギ
ジンチョウゲ	ナニワズ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、チシマウスバスマレ (ケウスバスマレ)、オオバキスマレ、ミヤマキスマレ、エゾアオイスミレ (マルバケスマレ)、タカネスマレ (クモマスマレ)、ナエバキスマレ、ミヤマスマレ、ヒメスマレサイシン
アカバナ	アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワニンジン、イワテトウキ (ナンブトウギ)、ミシマサイコ、ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、ミヤマセンキュウ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、オオカサモチ (オニカサモチ)、タカネイブキボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ (ヤマウイキョウ)
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、クロヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、ガクウラジロヨウラク、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ (コツガザクラ)、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ (キンレンゲを含む。)、ホンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、アカヤシオ、オオコメツツジ、コメツツジ (チョウジ型を含む。)、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、クリンソウ、

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
サクラソウ	オオサクラソウ、ユキワリソウ、サクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ムラサキセンブリ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	ツルアリドオシ
ムラサキ	エゾルリソウ、ミヤマムラサキ、ムラサキ
シソ	カイジンドウ、ミヤマクマバナ、ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
ナス	アオホオズキ (タカオホオズキを含む。)
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ヒメコゴメグサ (コバノコゴメグサ)、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、セリバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、グンバイヅル (マルバクワガタ)、ヒメトラノオ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	オニク、キヨスミウツボ
タヌキモ	ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	ベニバナツクバネウツギ、リンネソウ、イボタヒョウタンボク、コゴメヒョウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク、キバナウツギ
オミナエシ	コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)
マツムシソウ	マツムシソウ、タカネマツムシソウ
キキョウ	フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミヤマシャジン、イワシャジン、ハクサンシャジン (ナカネツリガネニンジン)、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
キク	チョウジギク、ウサギギク (エゾウサギギクを含む。)、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、ハコネギク (ミヤマコンギク)、タカネコンギク、カニコウモリ、オクヤマコウモリ、イワインチン (オオイワインチン)、モリアザミ、ホソエノアザミ、オニアザミ (ハリオニアザミを含む。)、ヤツガタケアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ヤチアザミ、ニッコウアザミ、オキナアザミ、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
キク	<p>ジョウシュウアズマギク、ハコネヒヨドリ、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、クモマニガナ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カンチコウゾリナ (タカネコウゾリナ)、オオニガナ、ミヤマキタアザミ、カルイザワトウヒレン、ミヤコアザミ、シラネアザミ、クロトウヒレン、アサマヒゴタイ、ミヤマトウヒレン、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、ヤハズヒゴタイ (ミヤマヒゴタイ)、キクアザミ、コウリンカ、ダキバキオン、サワオグルマ、タカネコウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク) (キリガミネアキノキリンソウを含む。)、ミヤマタンポポ (タテヤマタンポポ)</p>
ユリ	<p>ネバリノギラン、シロウマアサツキ、シブツアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、ミヤマクロユリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、キスゲ (ユウスゲ)、アサマキスゲ、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、イワギボウシ、トウギボウシ、オゼソウ、ササユリ、コオニユリ、ホソバコオニユリ (タニマユリ)、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、ヒメマイヅルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ (オオバユキザサ)、ハルナユキザサ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、イワショウブ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、アマナ、タカネシュロソウ (ムラサキタカネアオヤギソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイソウ (ウラゲコバイケイを含む。)</p>
アヤメ	ヒオウギアヤメ
イグサ	ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
ホシクサ	ノソリホシクサ
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ
サトイモ	カルイザワテンナンショウ、ヒメカイウ、ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ハクサンスゲ、クリイロスゲ、イトキンスゲ、コハリスゲ、タカネハリスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、イワスゲ、クモマシバスゲ、

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
カヤツリグサ ラン	ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ヒゲハリスゲ、ミネハリイ、ミヤマホタルイ コアニチドリ、ミスズラン、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、キソエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチョウラン、サワラン (アサヒラン)、コイチョウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オノノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ (サワトンボ)、ミズトンボ、ムカゴソウ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン (コフタバラン)、ミヤマフタバラン、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、サカネラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチョウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ナガバキソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ショウキラン

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和24年9月7日 上信越高原国立国立公園の区域の指定
(厚生省告示第183号)

イ 規制計画

昭和27年10月28日 特別地域の指定 (山田白根線沿線特別地域・高井万座線沿線
特別地域・仁礼菅平線沿線特別地域)
(厚生省告示第284号)

ウ 施設計画

昭和27年10月9日 利用施設計画の決定
(厚生省告示第264号)

昭和29年2月18日 利用施設計画の一部変更
(厚生省告示第42号)

昭和34年3月24日 利用施設計画の一部変更
(厚生省告示第58号)

昭和35年12月17日 利用施設計画の一部変更
(厚生省告示第365号)

昭和36年9月11日 利用施設計画の一部変更
(厚生省告示第293号)

昭和37年12月25日 利用施設計画の一部変更
(厚生省告示第441号)

昭和38年11月29日 利用施設計画の一部変更
(厚生省告示第533号)

昭和44年8月29日 利用施設計画の一部変更
(厚生省告示第282号)

昭和46年11月9日 利用施設計画の一部変更
(環境庁告示第39号)

平成19年3月30日 利用施設計画の一部変更
(環境省告示第16号)

(3) 公園計画の変更

ア 保護規制計画

(表17：公園区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	位置
1	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字豊丘の一部
2	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字豊丘の一部
3	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字豊丘の一部
4	普通地域 ↓ 第2種特別地域	長野県須坂市 大字豊丘の一部
5	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字塩野の一部
6	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字米子の一部
7	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字米子の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△3 (私 △3)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△0 (0.1) (私 △0)
区域線の明確化を図るとともに、採石場の開発により国立公園としての資質が失われているため、公園区域から削除する。	△95 (私 △95)
五味池破風高原及び土鍋山周辺区域の良好な風致の維持を図る必要性が高いことから、第2種特別地域とする。	329 (私 329)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△17 (私 △17)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△2 (私 △2)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△0 (0.4) (私 △0)

番号	変 更 内 容	位 置
8	公園区域外 ↓ 普通地域	長野県須坂市 大字米子の一部
9	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字米子の一部
10	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字米子及び大字亀倉の各一部
11	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字亀倉の一部
12	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字仁礼の一部
13	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字仁礼の一部
14	公園区域外 ↓ 普通地域	長野県須坂市 大字仁礼の一部
15	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字仁礼の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
隣接する公園区域と同等の風景を有しているため、区域線の明確化に伴い普通地域とする。	33 (私 33)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△3 (私 △3)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△30 (私 △30)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△13 (私 △13)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△10 (私 △10)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△0(0.4) (私 △0)
隣接する公園区域と同等の風景を有しているため、区域線の明確化に伴い普通地域とする。	4 (私 4)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△23 (私 △23)

番号	変更内容	位置
16	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県須坂市 大字仁礼の一部
17	特別地域 ↓ 第2種特別地域	長野県須坂市 大字仁礼の一部
18	普通地域 ↓ 第2種特別地域	長野県須坂市 大字亀倉及び大字米子の各一部
19	特別地域 ↓ 第2種特別地域	長野県須坂市内 国有林北信森林管理署1087林班から1089林班までの各一部
20	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
21	公園区域外 ↓ 普通地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
22	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
23	公園区域外 ↓ 普通地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△23 (私 △23)
公園計画道路（車道）沿線の良好な風致の維持を図る必要性が高いことから、第2種特別地域とする。	96 (私 96)
米子大瀑布の良好な風致の維持を図る必要性が高いことから、第2種特別地域とする。	34 (私 34)
四阿山及び根子岳の良好な風致の維持を図る必要性が高いことから、第2種特別地域とする。	244 (国 244)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△3 (私 △3)
隣接する公園区域と同等の風景を有しているため、区域線の明確化に伴い普通地域とする。	4 (私 4)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△2 (私 △2)
隣接する公園区域と同等の風景を有しているため、区域線の明確化に伴い普通地域とする。	6 (私 6)

番号	変更内容	位置
24	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
25	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
26	公園区域外 ↓ 普通地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
27	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
28	公園区域外 ↓ 普通地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
29	特別地域 ↓ 第1種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部
30	普通地域 ↓ 第1種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△4 (私 △4)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△19 (私 △19)
隣接する公園区域と同等の風景を有しているため、区域線の明確化に伴い普通地域とする。	7 (私 7)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△4 (私 △4)
隣接する公園区域と同等の風景を有しているため、区域線の明確化に伴い普通地域とする。	3 (私 3)
笠ヶ岳の優れた風致の維持を図る必要性が高いことから、第1種特別地域とする。	11 (公 11)
笠ヶ岳の優れた風致の維持を図る必要性が高いことから、第1種特別地域とする。	19 (公 19)

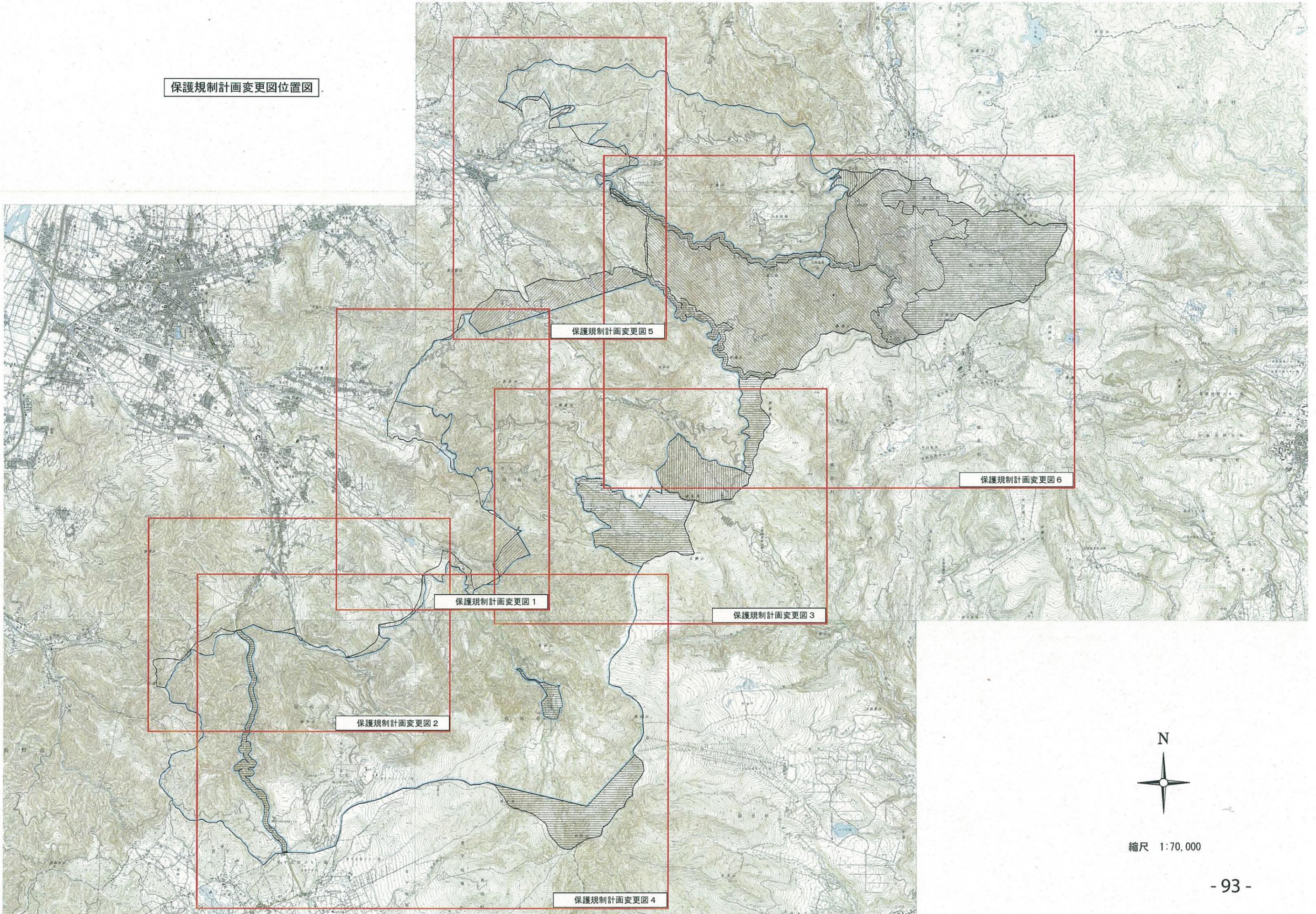
番号	変更内容	位置
31	特別地域 ↓ 第3種特別地域	上高井郡高山村内 国有林北信森林管理署1091林班、1092林班、1095林班及び 1096林班の各一部 長野県上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部
32	特別地域 ↓ 第2種特別地域	長野県上高井郡高山村内 国有林北信森林管理署1093林班及び1094林班の全部並びに 1091林班、1092林班、1095林班及び1096林班の各一部
33	普通地域 ↓ 第3種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部
34	特別地域 ↓ 第2種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部
35	普通地域 ↓ 第3種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字奥山田及び大字牧の各一部
36	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部
37	公園区域外 ↓ 第3種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
松川溪谷周辺の風致の維持を図る必要性が高いことから、第3種特別地域とする。	565 (国 197) (公 321) (私 47)
万座山周辺の良好な風致の維持を図る必要性が高いことから、第2種特別地域とする。	633 (国 633)
松川溪谷及び老ノ倉山周辺の風致の維持を図る必要性が高いことから、第3種特別地域とする。	75 (公 75)
公園計画道路(車道)沿線の良好な風致の維持を図る必要性が高いことから、第2種特別地域とする。	66 (公 23) (私 43)
松川溪谷及び老ノ倉山周辺の風致の維持を図る必要性が高いことから、第3種特別地域とする。	1025 (公 248) (私 777)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	$\Delta 0(0.2)$ (私 $\Delta 0$)
隣接する公園区域と同等の風景を有しているため、区域線の明確化に伴い第3種特別地域とする。	2 (私 2)

番号	変 更 内 容	位 置
38	普通地域 ↓ 公園区域外	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部
39	特別地域 ↓ 第2種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部
40	公園区域外 ↓ 普通地域	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部
41	普通地域 ↓ 第2種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部
42	普通地域 ↓ 第1種特別地域	長野県上高井郡高山村 大字牧の一部

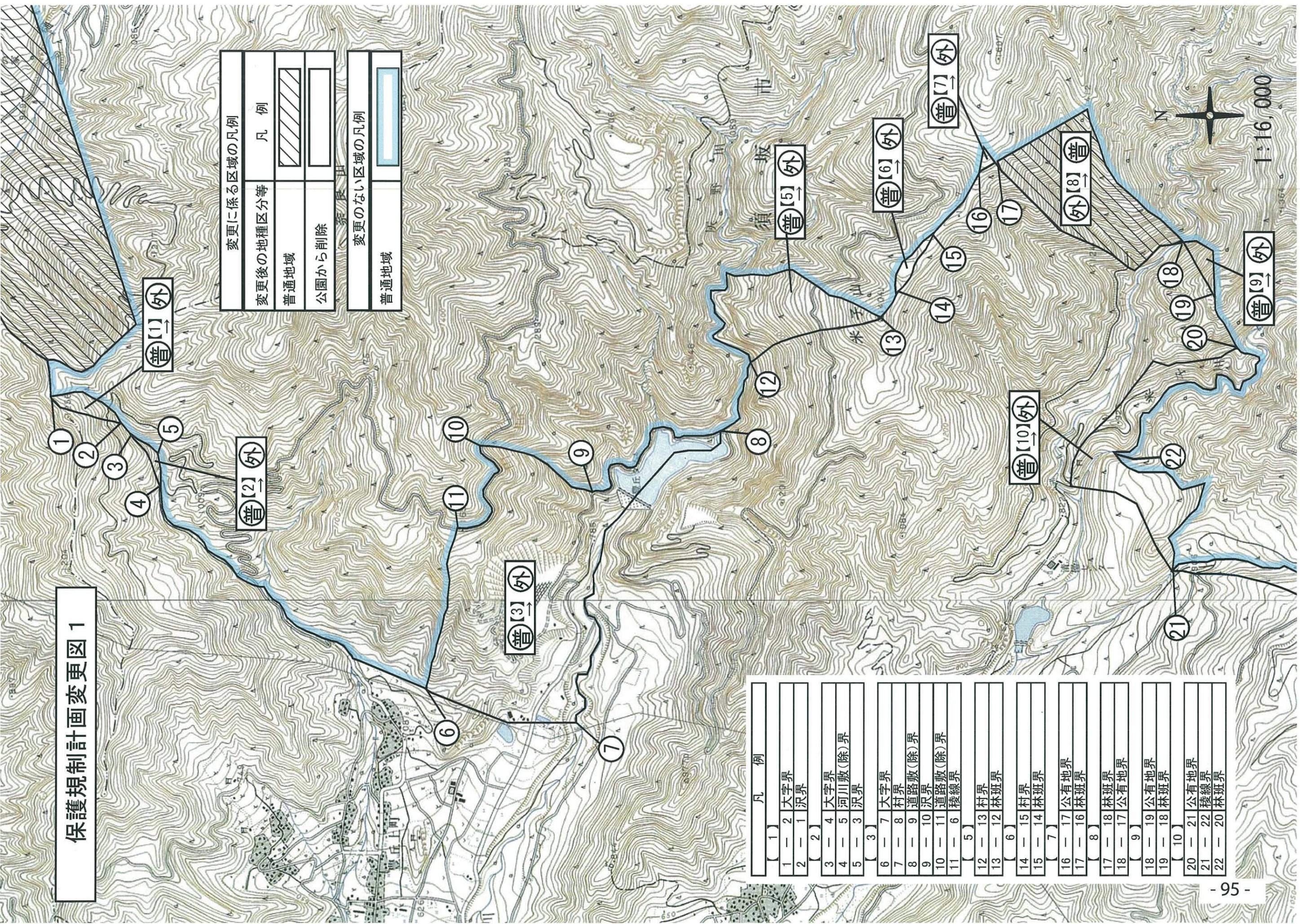
変 更 理 由	面 積 (ha)
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	△2 (私 △2)
公園計画道路（車道）沿線の良好な風致の維持を図る必要性が高いことから、第2種特別地域とする。	84 〔公 30〕 私 54
区域線の明確化に伴い普通地域とする。	220 〔公 203〕 私 17
御飯岳の良好な風致の維持を図る必要性が高いことから、第2種特別地域とする。	89 (私 89)
破風岳及び毛無山周辺の優れた風致の維持を図る必要性が高いことから、第1種特別地域とする。	194 (私 194)

保護規制計画変更図位置図



縮尺 1:70,000

保護規制計画変更図 1



変更に係る区域の凡例	
変更後の地種区分等	凡例
普通地域	
公園から削除	

変更のない区域の凡例	
普通地域	

凡例	
【 1 】	
1 - 2	大字界
2 - 1	沢界
【 2 】	
3 - 4	大字界
4 - 5	河川敷(除)界
5 - 3	沢界
【 3 】	
6 - 7	大字界
7 - 8	村界
8 - 9	道路敷(除)界
9 - 10	沢界
10 - 11	道路敷(除)界
11 - 6	稜線界
【 5 】	
12 - 13	村界
13 - 12	林班界
【 6 】	
14 - 15	村界
15 - 14	林班界
【 7 】	
16 - 17	公有地界
17 - 16	林班界
【 8 】	
17 - 18	林班界
18 - 17	公有地界
【 9 】	
18 - 19	公有地界
19 - 18	林班界
【 10 】	
20 - 21	公有地界
21 - 22	稜線界
22 - 20	林班界

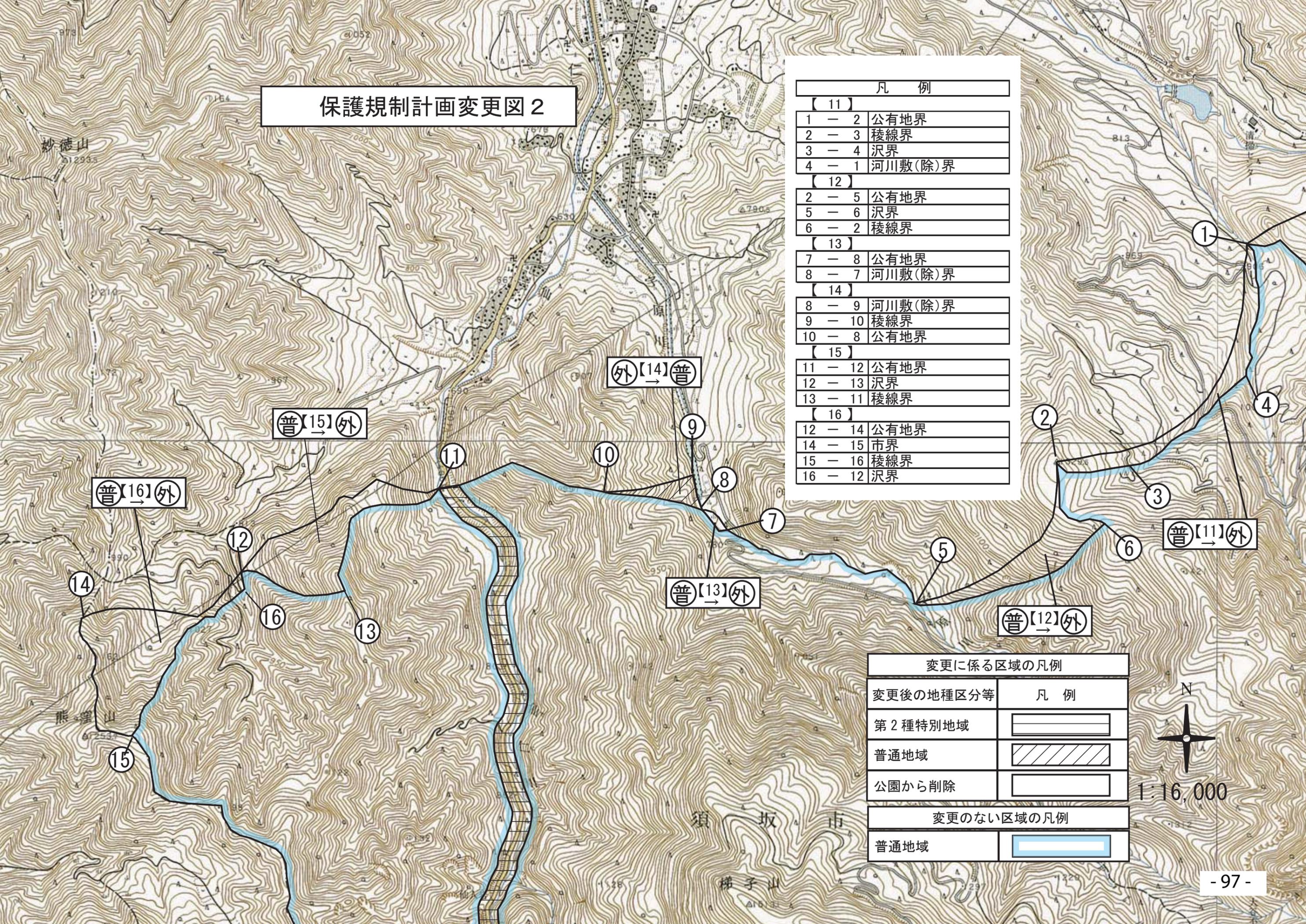


1:16,000

保護規制計画変更図 2

凡 例	
【 11 】	
1 - 2	公有地界
2 - 3	稜線界
3 - 4	沢界
4 - 1	河川敷(除)界
【 12 】	
2 - 5	公有地界
5 - 6	沢界
6 - 2	稜線界
【 13 】	
7 - 8	公有地界
8 - 7	河川敷(除)界
【 14 】	
8 - 9	河川敷(除)界
9 - 10	稜線界
10 - 8	公有地界
【 15 】	
11 - 12	公有地界
12 - 13	沢界
13 - 11	稜線界
【 16 】	
12 - 14	公有地界
14 - 15	市界
15 - 16	稜線界
16 - 12	沢界

変更に係る区域の凡例	
変更後の地種区分等	凡 例
第 2 種特別地域	
普通地域	
公園から削除	
変更のない区域の凡例	
普通地域	



外【14】普

普【15】外

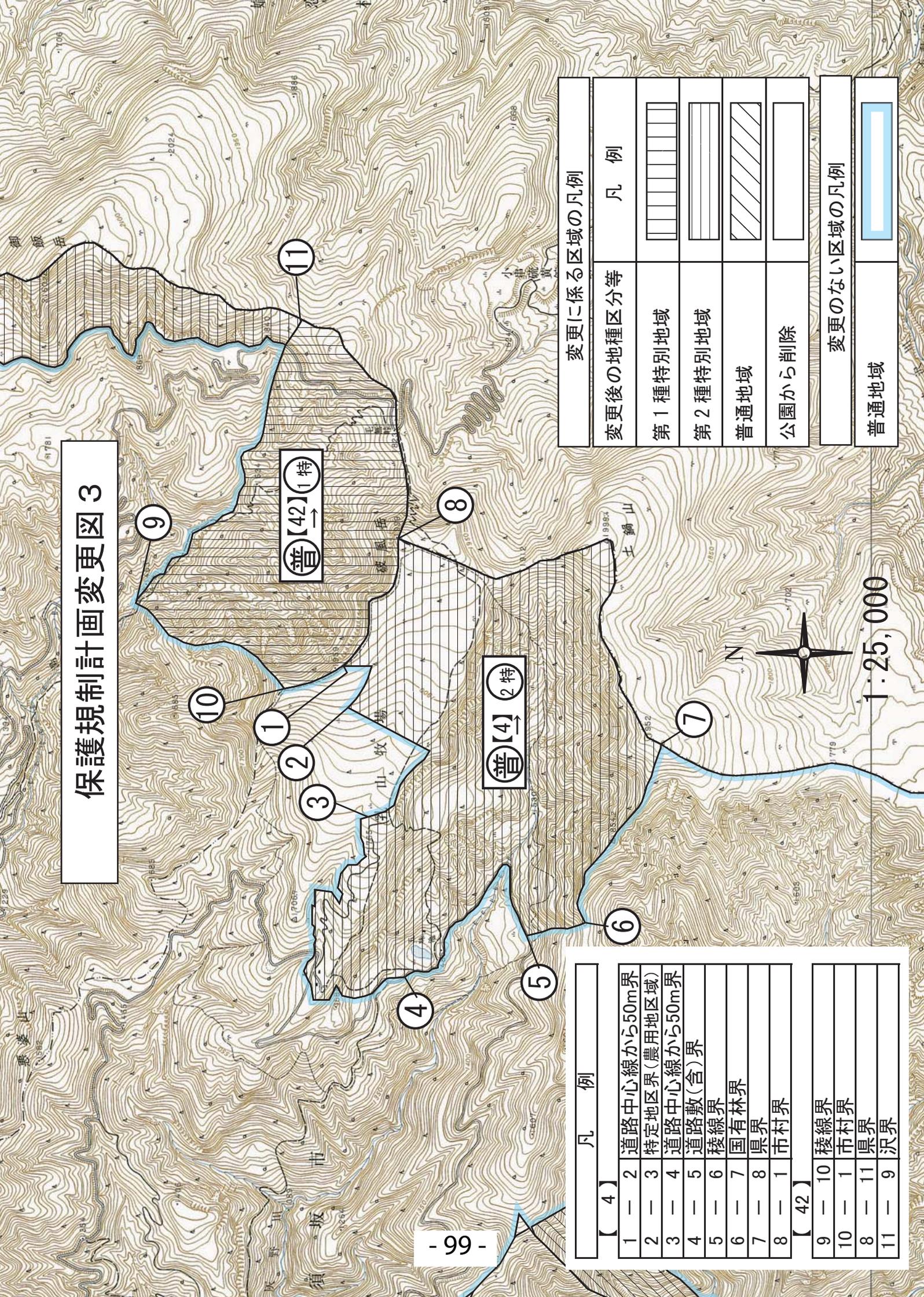
普【16】外

普【13】外

普【12】外

普【11】外

保護規制計画変更図3



普【42】1特

普【4】2特

凡 例	
【 4 】	
1 - 2	道路中心線から50m界
2 - 3	特定地区界(農用地区域)
3 - 4	道路中心線から50m界
4 - 5	道路敷(含)界
5 - 6	稜線界
6 - 7	国有林界
7 - 8	県界
8 - 1	市村界
【 42 】	
9 - 10	稜線界
10 - 1	市村界
8 - 11	県界
11 - 9	沢界

変更に係る区域の凡例	
変更後の地種区分等	凡 例
第1種特別地域	
第2種特別地域	
普通地域	
公園から削除	
変更のない区域の凡例	
普通地域	

